

山梨県緑が丘スポーツ公園における 感染拡大予防ガイドライン

【 3密の回避 】

① 換気設備の設置等（「密閉」の回避）

- ・一人あたりの必要換気量を確保する。換気設備のある施設については、換気設備を常時稼働し、必要換気量が確保できない場合は、**30分に1回以上、5分程度、2方向の窓を全開**にして、必要換気量を確保する。

② 施設内の混雑の緩和（「密集」の回避）

- ・**入場者の制限**（体育施設については床面積等に対し一人当たり16㎡、体育施設以外については、床面積等に対し一人当たり3㎡とし、利用人数を制限する）などにより混雑度を管理する。
- ・**滞在時間の制限**（1回の利用時間を2時間以内とする）や**原則予約制**により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・大会等の開催にあたっては、以下の条件を満たすもののみ利用を許可する。
 1. 屋内については、参加人数が100人以下かつ本ガイドラインによる収容定員の半分以下であること。
 2. 屋外については、参加人数が200人以下かつ身体的距離を十分に確保できること。

3. 主催者側に本ガイドラインに基づく感染防止対策の提出を求め、感染防止対策を講じる大会等であること。

③ 人と人との距離の確保（「密接」の回避）

- ・最低1m（マスク着用のない場合は2m）の対人距離を確保する。
- ・マスク着用を遵守し、**近距離での会話や発声**を避ける。
- ・受付窓口は、**透明ビニルカーテン**で遮蔽する。
- ・ロッカールーム使用の際は、最低1m（マスク着用のない場合は2m）の距離を確保するため、**一つ置き**で使用する。

【 その他の感染防止対策 】

④ マスクの着用

- ・マスク着用について、**職員が遵守**するとともに、**利用者もマスクを着用**する。
- ・競技中も原則としてマスク着用とするが、体調等によりマスクを着用できない場合は2mの対人距離を確保する。

⑤ 手洗い・手指消毒

- ・職員は定期的に、利用者は**入場時に、手指消毒、手洗い**を実施する。
- ・入口に消毒液を設置して、利用者の手指消毒を徹底する。
- ・職員は、業務開始時や他者の接触が多い場所に触れた後、トイレの利用後などには必ず手指を消毒する。

⑥ 体調チェック

- ・職員に対して、出勤前に検温させ、業務開始前に体調確認を行う。

発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合には、出勤を停止する。

- ・入場者に対して、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（せきやのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状があれば入場しない

ように呼びかけるとともに、原則として、事前に検温を行ってもらい、入口で職員が利用者に体調確認を行う。なお、事前に検温を行っていない場合は、その場で検温を行う。体調不良の場合は、施設利用をお断りする。

⑦ トイレの衛生管理

- ・不特定多数が接触する場所（便座、スイッチ、洗浄レバー等）は、定期的に職員または清掃委託業者が清拭消毒を行う。

- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示する。

- ・男子小便トイレは、使用者同士の距離が1mとれるよう、一部を使用禁止とし、マスク着用のない人は使用者同士の距離を2mとるよう掲示する。

- ・ハンドドライヤー、共通のタオルの使用は禁止する。

⑧ 休憩スペースのリスク軽減

- ・休憩スペースは閉鎖とする。

⑨ 喫煙スペースの使用制限

- ・全館禁煙。

⑩ 清掃・消毒

- ・他人と共用する物品や複数の人の手が触れる場所を高濃度エタノールや市販の界面活性剤含有の洗浄剤、漂白剤を用いて、職員または清掃委託業者が定期的に清拭消毒する。

<高頻度に接触する部位>

各施設にあるトイレ等出入口のドアノブ、手すり、テーブル、椅子の背もたれ、電気のスイッチ、電話、キーボード、蛇口、競技用備品など。

- ・鼻水や唾液などが付いたゴミは、ビニル袋に密閉して捨てる。

ゴミを回収する人はマスクや手袋を着用し、脱いだ後は石けんで手を洗う。

⑪ 緊急事態宣言の対象であった区域の在住者に対する利用制限

- ・5月25日の緊急事態宣言解除の際に緊急事態宣言の対象であった区域※に在住する方の利用を制限する。

※北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県 の5都道県

⑫ チェックリストの作成、確認

- ・感染拡大予防ガイドラインに基づくチェックリストを作成し、毎日の確認を行う。チェックリストは週に一度、県へ提出する。

【 施設ごとの注意点等 】

① 大体育館（面積：40m × 50m = 2,000 m²）

- ・ 1 団体につき 1 回の利用は 2 時間までとし、同一時間帯での利用は最大 1 0 0 人までとする。
 - ・ 予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・ 利用者同士の距離は 2 m 以上を確保しての利用のみ認める。
 - ・ 2 階観覧席については、当面使用を禁止する。
 - ・ 施設出入口、1 階及び 2 階の窓、トップライト（天井の換気口）は、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ※トップライト（天井の換気口）のみ、荒天時は閉める。
- ・ 利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。

② 小体育館（35.1m × 21m = 737 m²）

- ・ 1 団体につき 1 回の利用は 2 時間までとし、同一時間帯での利用は最大 4 0 人までとする。
- ・ 予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・ 利用者同士の距離は 2 m 以上を確保しての利用のみ認める。
- ・ 施設出入口及び全ての窓は常時全開放するとともに、換気扇は常時稼働させ、良好な換気状態を保つ。

- ・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。

③ 1階共用更衣室(男子更衣室 12.5m×5m=62㎡、女子更衣室 10m×5m=50㎡)

- ・ロッカーの利用を制限し、一つおきの利用とし、男子更衣室は90台（縦5列×横18列）を45台（縦5列×横9列）、女子更衣室は、70台（縦5列×横14列）を35台（縦5列×横7列）のみ利用できるようにする。
- ・男子更衣室は、同時に利用できる人数を9人、女子更衣室は、7人に制限する。
- ・更衣室内の全ての窓は常時全開とし、出入口については、更衣時以外は全開放とし、良好な換気状態を保つ。
- ・シャワールームは、男性5室を3室に、女性4室を2室に利用制限し、全ての窓は安全性を確保して常時全開放するとともに、換気扇は常時稼働させ、良好な換気状態を保つ。

④ 柔道場 (16.8m×17.9m = 301㎡)

- ・1団体（個人）につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は最大15人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・競技中、他者との接触を禁止する。また、利用者同士の距離は2m以上を確保する。

- ・施設出入口及び全ての窓は常時全開放し、換気扇は常時稼働させ良好な換気状態を保つ。
- ・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。
- ・更衣室（男子更衣室 30 m²、女子更衣室 11 m²）は、ロッカーの利用を制限し、一つおきの利用とし、男子更衣室は45台（縦3列×横6列+縦3列×横9列）を24台（縦3列×横3列+縦3列×5列）、女子更衣室は、20台（縦5列×横4列）を10台（縦5列×横2列）のみ利用できるようにする。また、同時に利用できる人数を男子更衣室は5人、女子更衣室は2人に制限する。
- ・更衣室内の全ての窓は常時全開とし、出入口については、更衣時以外は全開放とし、良好な換気状態を保つ。
- ・男子シャワールームは、2室を1室に制限し、全ての窓は安全性を確保して常時全開放とし、出入口についてはシャワー使用時以外は全開放し、良好な換気状態を保つ。

⑤ 剣道場（16.8m×17.9m＝300 m²）

- ・1団体（個人）につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は最大15人までとする。
- ・予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。

- ・競技中、他者との接触を禁止する。また、利用者同士の距離は2 m以上を確保する。
- ・施設出入口及び全ての窓は常時全開放し、換気扇は常時稼働させ良好な換気状態を保つ。
- ・利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。
- ・更衣室（男子更衣室 25 m²、女子更衣室 14 m²）では、ロッカーの利用を制限し、一つおきの利用とし、男子更衣室は5 6台（縦5列×横4列+縦3列×横1 2列）を2 8台（縦5列×横2列+縦3列×横6列）、女子更衣室は、2 0台（縦5列×横4列）を1 0台（縦5列×横2列）のみ利用できるようにする。また、同時に利用できる人数を男子更衣室は6人、女子更衣室は2人に制限する。
- ・シャワールームについては、2室ある男子シャワールームを1室に制限するが、女子シャワールームは1室のみであるため制限しない。また、男子・女子シャワールームともに全ての窓は安全性を確保して常時全開放とし、出入口についてはシャワー使用時以外は常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・更衣室内の窓は常時全開とし、出入口については更衣時以外は全開放し、良好な換気状態を保つ。

⑥ 弓道場（19.9m×6.5m＝129 m²、半屋外）

- ・ 1 団体（個人）につき 1 回の利用は 2 時間までとし、同一時間帯での利用は最大 25 人までとする。射場を利用できる人数を 5 人とし、利用者同士の間隔は 2 m 以上を確保する。
 - ・ 団体利用については、予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・ 施設出入口及びシャッターは常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ※シャッターを閉めた状態での利用はしない。
- ・ 利用終了後は、床、使用器具類の消毒・清掃を利用者が都度行い、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具類、共用部の消毒を行う。

⑦ 会議室（体育館）（9m×5.6m=50 m²）

- ・ 1 団体につき 1 回の利用は 2 時間までとし、会議等での利用の場合は、最大 10 人まで、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、最大 3 人までとする。
 - ・ 予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
 - ・ 出入口及び窓の 2 方向について、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
 - ・ 会議等での利用時は、席を一つおき、または長机 1 脚につき 1 席（椅子 1 脚）とする。
 - ・ ダンスなどの運動を伴う利用時は、利用者同士の距離は 2 m 以上を確保する。
 - ・ 利用終了後は、使用器具類（マイクなど）の消毒・清掃を利用者が都度行う。
- なお、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、床を利用者が消毒・清掃する。

また、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具、長机、椅子の消毒を行う。

⑧ 屋内プール (25m×15m=375 m²)

- ・ 1団体（個人）につき1回の利用は2時間までとし、同一時間帯での利用は最大20人までとする。これを超えた場合は、受付で利用制限を行う。
- ・ 1コースあたり最大3人までの利用とし、利用者同士の距離は2m以上を確保する。
- ・ 団体利用については、予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・ 観覧席は全て使用禁止とする。
- ・ 屋内プールでは、全ての窓を常時全開放し、送排風機を常時稼働させ、良好な換気状態を保つ。
- ・ 更衣室（男子更衣室 53 m²、女子更衣室 25 m²）では、ロッカーの利用を制限し、一つおきの利用とし、男子更衣室は96台を50台に、女子更衣室は、60台を30台のみ利用できるようにする。また、同時に利用できる人数を男子・女子更衣室ともに6人に制限する。また、全ての窓を常時全開放し、換気扇を常時稼働させ、良好な換気状態を保つ。
- ・ シャワールームについては、男子シャワールームは、7室を4室に、女性シャワールームは5室を3室に利用制限する。換気扇は常時稼働させ、また、全ての窓は安全性を確保して常時全開放し、良好な換気状態を保つ。

⑨ 研修室 (12.6m × 8m = 100 m²)

- ・ 1 団体につき 1 回の利用は 2 時間までとし、最大 30 人までの会議等の運動を伴わない利用に限定する。
- ・ 予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・ 出入口及び全ての窓の 2 方向について、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・ 会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机 1 脚につき 1 席 (椅子 1 脚) とする。
- ・ 利用終了後は、使用器具類 (マイクなど) の消毒・清掃を利用者が都度行う。
また、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前 1 回、午後 1 回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具、長机、椅子の消毒を行う。

⑩ 会議室 (スポーツ会館) (7.25m × 5.7m = 41 m²)

- ・ 1 団体につき 1 回の利用は 2 時間までとし、会議等での利用の場合は、最大 10 人まで、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、最大 2 人までとする。
- ・ 予約制により同時に多数の人が集まらないようにする。
- ・ 出入口及び窓の 2 方向について、常時全開放し、良好な換気状態を保つ。
- ・ 会議等での利用時は、席を一つ置き、または長机 1 脚につき 1 席 (椅子 1 脚) とする。
- ・ ダンスなどの運動を伴う利用時は、利用者同士の距離は 2 m 以上を確保する。
- ・ 利用終了後は、使用器具類 (マイクなど) の消毒・清掃を利用者が都度行う。

なお、ダンスなどの運動を伴う利用の場合は、床を利用者が消毒・清掃する。

また、職員は消毒・清掃されていることを確認する。併せて午前1回、午後1

回、職員または清掃委託業者が、床、使用器具、長机、椅子の消毒を行う。

